



公正取引委員会

Japan Fair Trade Commission

令和5年度における下請法の運用状況
及び
中小事業者等の取引公正化に向けた取組

令和6年6月5日
公正取引委員会



下請法の運用状況

- 1 令和5年度の勧告件数13件(直近10年度で最多)
- 2 ピラミッド状の下請構造を持つ自動車産業において、下請構造の頂点に位置する完成車メーカーによる減額事件については是正勧告を行うなど、サプライチェーン全体における価格転嫁が重要な政策目標となっている昨今において社会的に意義ある事件について積極的に対処

[単位：名]

年 度	親事業者調査	下請事業者調査	合計
令和5年度	80,000	330,000	410,000
製造委託等（注1）	46,900	199,138	246,038
役務委託等（注2）	33,100	130,862	163,962
令和4年度	70,000	300,000	370,000
製造委託等	37,993	176,799	214,792
役務委託等	32,007	123,201	155,208
令和3年度	65,000	300,000	365,000
製造委託等	37,280	169,318	206,598
役務委託等	27,720	130,682	158,402

（注1）製造委託等：製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2）役務委託等：情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

○下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

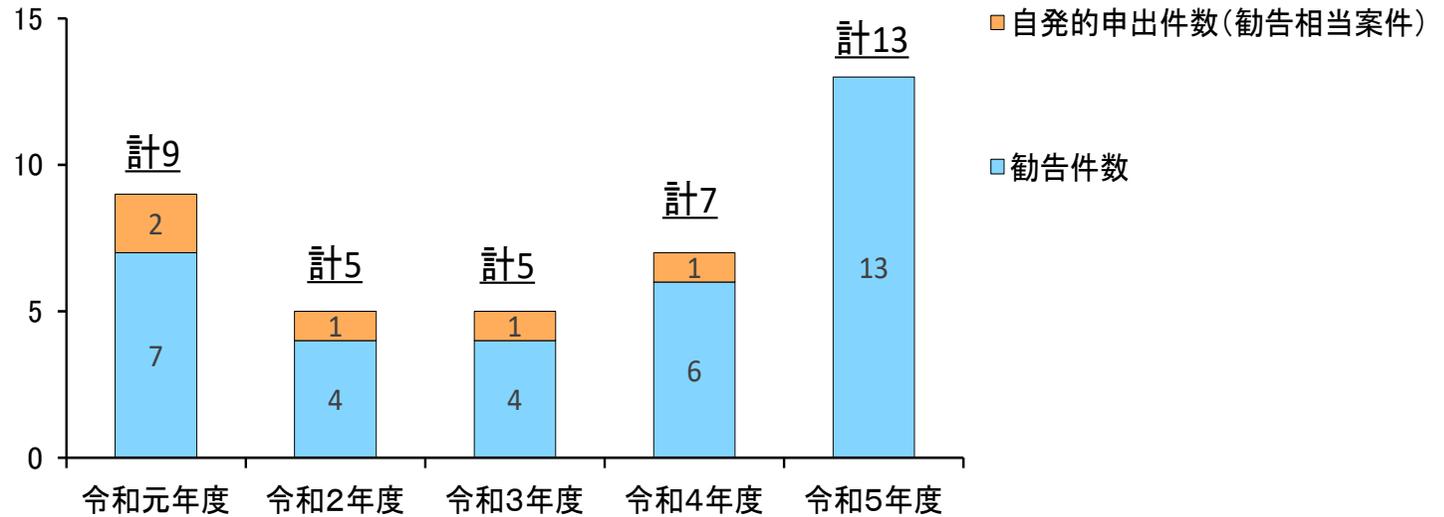
年度	新規着手件数(注1)				処理件数				
	定期調査	申告	中小企業庁 長官からの 措置請求	計	措置			不問	計
					勧告	指導(注2)	小計		
令和5年度	8,120	112	0	8,232	13	8,268	8,281	47	8,328
製造委託等	5,244	62	0	5,306	12	5,329	5,341	21	5,362
役務委託等	2,876	50	0	2,926	1	2,939	2,940	26	2,966
令和4年度	8,188	79	0	8,267	6	8,665	8,671	86	8,757
製造委託等	5,063	44	0	5,107	6	5,305	5,311	53	5,364
役務委託等	3,125	35	0	3,160	0	3,360	3,360	33	3,393
令和3年度	8,369	94	1	8,464	4	7,922	7,926	174	8,100
製造委託等	5,384	61	1	5,446	3	5,146	5,149	113	5,262
役務委託等	2,985	33	0	3,018	1	2,776	2,777	61	2,838

(注1) 新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

(注2) 指導件数には違反のおそれのある行為に対する指導件数を含む。

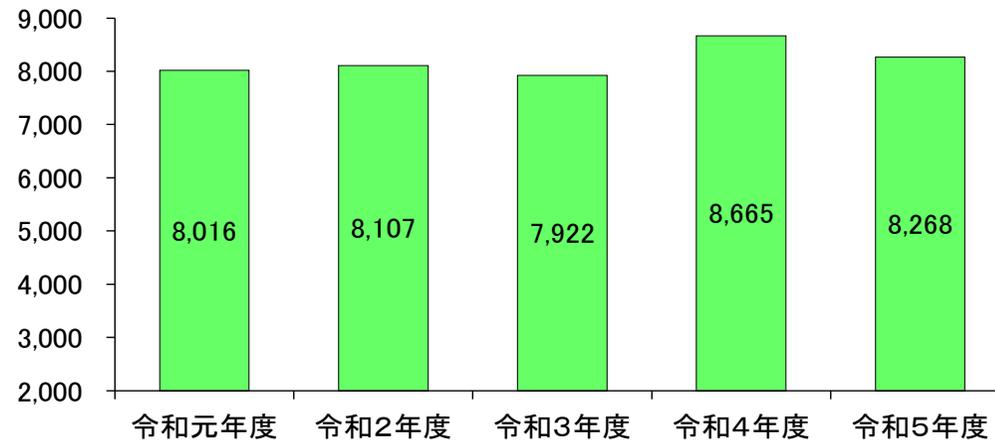
勧告件数及び自発的申出件数（勧告相当案件）の推移

[単位：件]



指導件数の推移

[単位：件]



○主な勧告事件の概要

1 価格転嫁に関連するもの(減額)

日産自動車(株)は、令和3年1月から令和5年4月までの間、「割戻金」を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。

減額金額は、下請事業者36名に対し、**総額30億2367万6843円**であり、日産自動車(株)は勧告前に当該金額を下請事業者に支払っている。

【主な勧告の内容】

- 今後、下請代金の減額を行わないこと等について、取締役会の決議により確認すること。
- 経営責任者を中心とする下請法の社内遵法管理体制を整備すること。

2 金型に関連するもの(不当な経済上の利益の提供要請)

① サンケン電気(株)は、遅くとも令和3年7月1日から令和5年10月27日までの間、一部の下請事業者から長期間発注が無いこと等を理由に廃棄等の希望を伝えられる等していたにもかかわらず、自社が所有する金型を下請事業者に無償で保管させるとともに金型の現状確認等の棚卸し作業を1年間当たり2回行わせることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。

サンケン電気(株)は勧告前に、下請事業者16名に対し、無償保管等を行わせたことによる費用相当額として、**総額1136万9160円**を下請事業者に支払っている。

② サンデン(株)は、遅くとも令和4年1月1日以降、下請事業者に貸与していた自社が所有する金型及び治具について、当該金型等を用いて製造する部品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、自社が所有する金型及び治具を無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。サンデン(株)は勧告前に、無償保管を行わせたことによる費用相当額の一部を下請事業者に支払っている。

③ ニデックテクノモータ(株)は、遅くとも令和4年5月1日以降、下請事業者に貸与していた自社等が所有する金型等について、自社も次回以降の具体的な発注時期を示せない状態になっていたにもかかわらず、下請事業者に対し、引き続き、無償で保管させるとともに金型等の現状確認等の棚卸し作業を1年間当たり2回行わせることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。

ニデックテクノモータ(株)は勧告前に、下請事業者44名に対し、無償保管等を行わせたことによる費用相当額として、**総額1812万4480円**を下請事業者に支払っている。

【主な勧告の内容】

- 今後、不当な経済上の利益の提供要請を行わないこと等について、取締役会の決議により確認すること。
- 下請法の遵守体制を整備すること。

3 発注取消しに関連するもの(不当な給付内容の変更及び不当なやり直し)

王子ネピア(株)は、令和3年度分の発注において、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、発注の一部を取り消すことにより、下請事業者の利益を不当に害していた。

発注取消しにより下請事業者が負担した費用相当額は、下請事業者1名に対し、2622万7735円超であり、王子ネピア(株)は勧告前に当該金額を下請事業者に支払っている。

【主な勧告の内容】

- 今後、下請事業者に対し不当な給付内容の変更を行わないこと等について、取締役会の決議により確認すること。
- 下請法の遵守体制を整備すること。

4 違反行為が多岐にわたるもの

(株)ビッグモーターは、次の行為を行っていた。

① 買ったたき

令和3年12月頃、「借入金利、陸送費など事業活動に必要なあらゆる経費は、しつこいぐらい値切る」との方針の下、下請事業者1名に対し、コーティング加工の発注単価の引下げを要請し、従来価格から27.7パーセント引き下げた単価を設定した。

② 購入等強制

令和3年12月頃から令和5年4月頃までの間、「取引先には自動車の購入及び車検の紹介をお願いする」との方針の下、下請事業者9名に対し、車両を買い取らせ、又は自社で車検を受けさせたほか、自社が損害保険代理店を務める保険会社の損害保険を契約させていた。

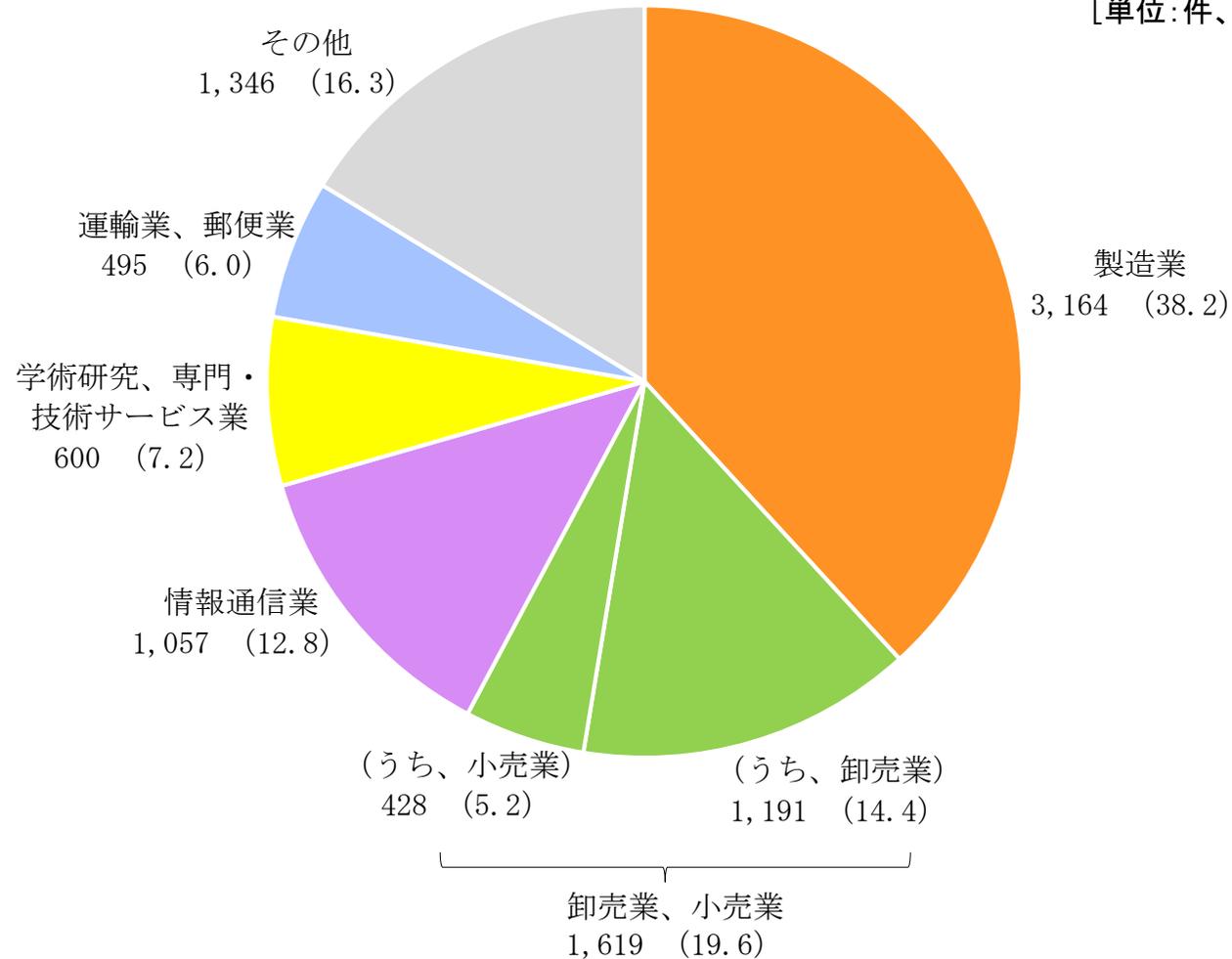
③ 不当な経済上の利益の提供要請

遅くとも令和3年8月頃から令和5年6月頃までの間、環境整備点検対策として、店舗の掃除、雑草の除去、展示車両のタイヤへのワックスがけなどを無償で行わせていたほか、新店舗オープンに当たって花輪又は生花に係る協賛金を提供させ、又は追加作業である車内清掃作業におけるペットの毛の除去を無償で行わせることにより、下請事業者5名に対し、経済上の利益を提供させていた。

【主な勧告の内容】

- 弁護士等の有識者からなる独立した第三者をして、下請事業者から申出を受け付ける窓口を設置し、令和3年8月以降、自社から下請法上問題のある行為を受けたことがないかを照会すること。
- 照会結果等に基づき、当該第三者をして調査を行わせるとともに、下請法上の問題が認められた場合には、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を講ずること。
- 調査の状況及び下請事業者の利益を保護するために採った措置の状況について、公正取引委員会に報告するとともに、概要等を公表すること。

[単位:件、(%)]

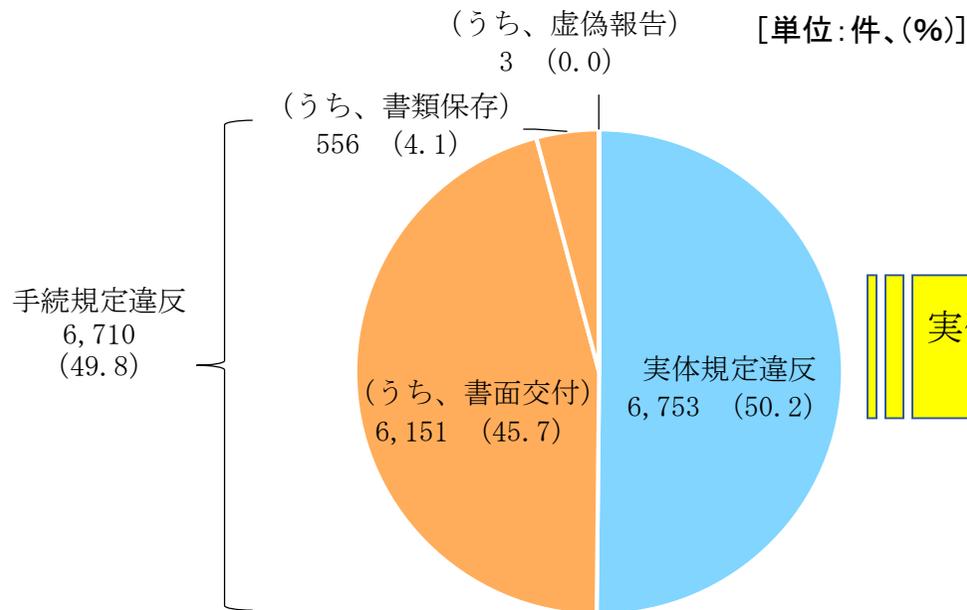


(注1) 業種は、日本標準産業分類大分類による。

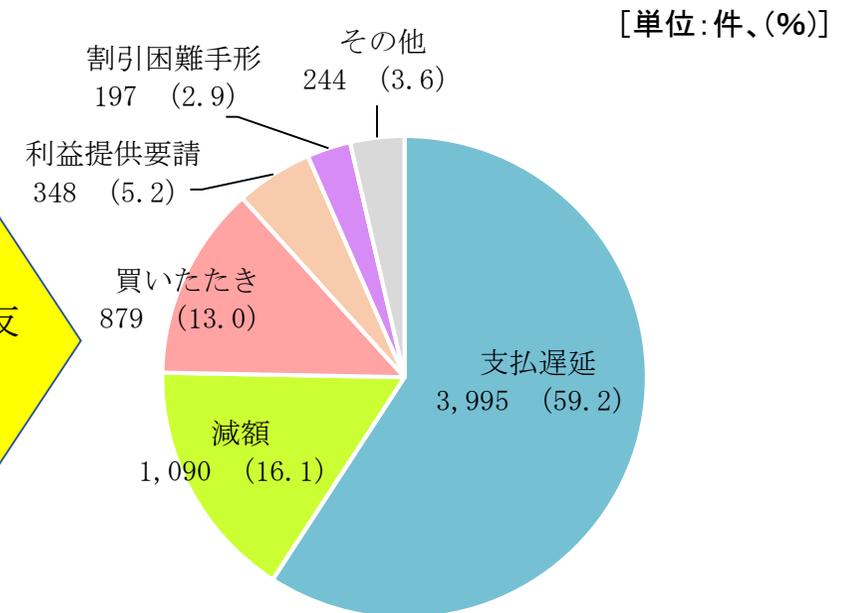
(注2) ()内の数値は勧告・指導件数全体に占める比率である。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。以下同じ。

○ 類型別件数 (13, 463件) の内訳、実体規定違反件数 (6, 753件) の行為類型別内訳

類型別件数 (13, 463件) の内訳



実体規定違反件数 (6, 753件) の行為類型別内訳



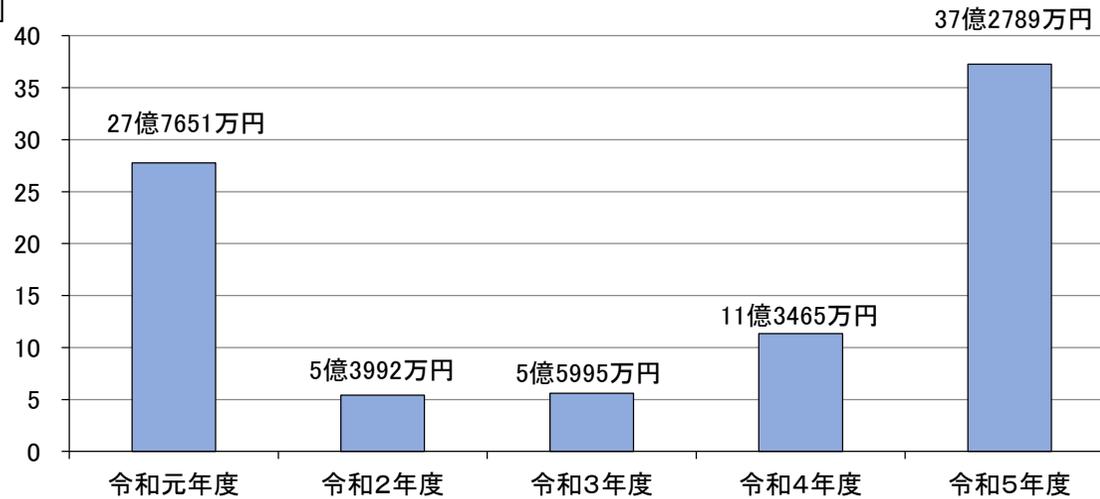
(注) () 内の数値は類型別件数の合計に占める比率である。
1つの事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と、4頁の勧告・指導の合計件数とは一致しない。

(注) () 内の数値は実体規定違反件数の合計に占める比率である。

○原状回復額の推移、原状回復を行った親事業者数 ・原状回復を受けた下請事業者数の推移

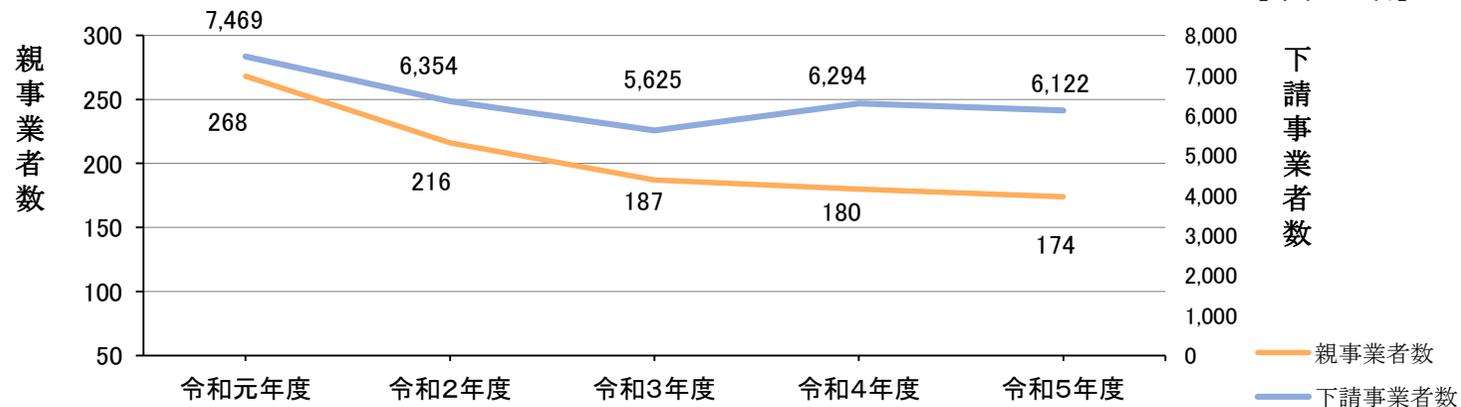
原状回復額の推移

[単位：億円]



原状回復を行った親事業者数・原状回復を受けた下請事業者数の推移

[単位：名]





○自発的申出の件数、自発的申出による原状回復の金額、 自発的申出により原状回復を受けた下請事業者数の推移

自発的申出の件数及び自発的申出による原状回復の金額等

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規に受けた自発的な申出の件数	78件	24件	32件	23件	39件
処理した自発的な申出の件数	46件	58件	34件	20件	39件
自発的申出による原状回復の金額	5849万円	1億4437万円	1億4896万円	8億2106万円	7770万円
自発的申出により原状回復を受けた下請事業者数	1,926名	3,230名	433名	91名	2,158名

公正取引委員会は、親事業者の自発的な改善措置が下請事業者の受けた不利益の早期回復に資することに鑑み、当委員会が調査に着手する前に、違反行為を自発的に申し出、かつ、下請事業者に与えた不利益を回復するために必要な措置等、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については、親事業者の法令遵守を促す観点から、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし、この旨を公表している（平成20年12月17日公表^(注)）。

(注) https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke_tetsuduki/081217.html

中小事業者等の取引公正化に向けた取組

○適切な価格転嫁の実現に向けた取組

(1) 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月）

＜指針の内容＞

- ✓取組方針を経営トップまで上げて決定
- ✓発注者側からの定期的な協議の実施
- ✓価格交渉の際、公表資料を用いること

等



- **周知徹底**（全国8ブロックでの説明会、「地方版政労使会議」の機会の活用等）
- 指針の実施状況について**フォローアップのための特別調査を実施**
- **独占禁止法、下請法に基づく厳正な対処**

(2) コスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査（令和5年12月）

＜調査結果＞

- ✓発注者8,175社に対し注意喚起文書を送付
- ✓送付件数の回答者数に占める割合は、令和4年の調査と比較して4.1ポイント減少
- ✓価格転嫁円滑化の状況については一定程度進展



- **調査結果を踏まえた事業者名の公表**

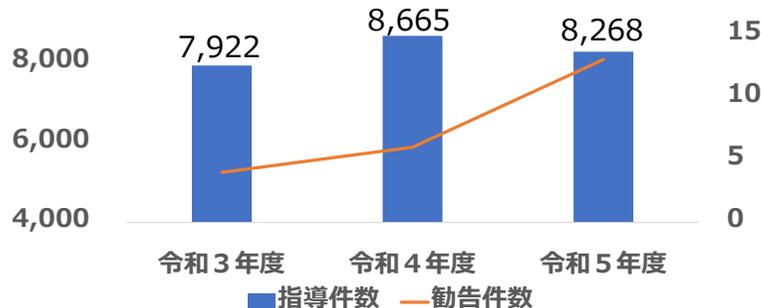
令和6年3月15日、相当数の取引先について協議を経ない取引価格の据置き等が確認された**事業者10名**について、独占禁止法第43条の規定に基づき、**その事業者名を公表**

(3) 買ったとき、減額などに該当する事案に対する厳正かつ積極的な法執行

＜令和5年度の下請法執行状況＞

- ✓8,268件の指導
- ✓13件の勧告（下請法違反の認定、事業者名の公表）

勧告・指導件数の推移（単位：件）





○手形が下請代金の支払手段として用いられる場合の 指導基準の変更等について（令和6年4月30日）

指導基準の変更等

- 公正取引委員会及び中小企業庁は、昭和41年以降、業界の商慣行、金融情勢等を総合的に勘案して、繊維業は90日、その他の業種については120日を「指導基準」として、これを超える長期のサイトの手形等（手形、一括決済方式又は電子記録債権をいう。以下同じ。）を下請法の「割引困難な手形」等に該当するおそれがあるとして指導してきた。
 - 上記に関し、公正取引委員会は、下請事業者の資金繰りを確保する観点から、近年、中小企業庁と連名で、関係業界団体等に、下請代金の支払はできる限り現金によるものとする事と併せて、手形等のサイトについては60日以内とするよう努めることを要請してきた。
- ↓
- 今般、改めて業界の商慣行、金融情勢等を総合的に勘案し、指導基準について、**業種を問わず60日に変更。**
 - **令和6年11月1日以降**、親事業者が下請代金の支払手段として、**サイトが60日を超える長期の手形等を交付した場合**、「割引困難な手形」等に該当するおそれがあるとして**指導**。

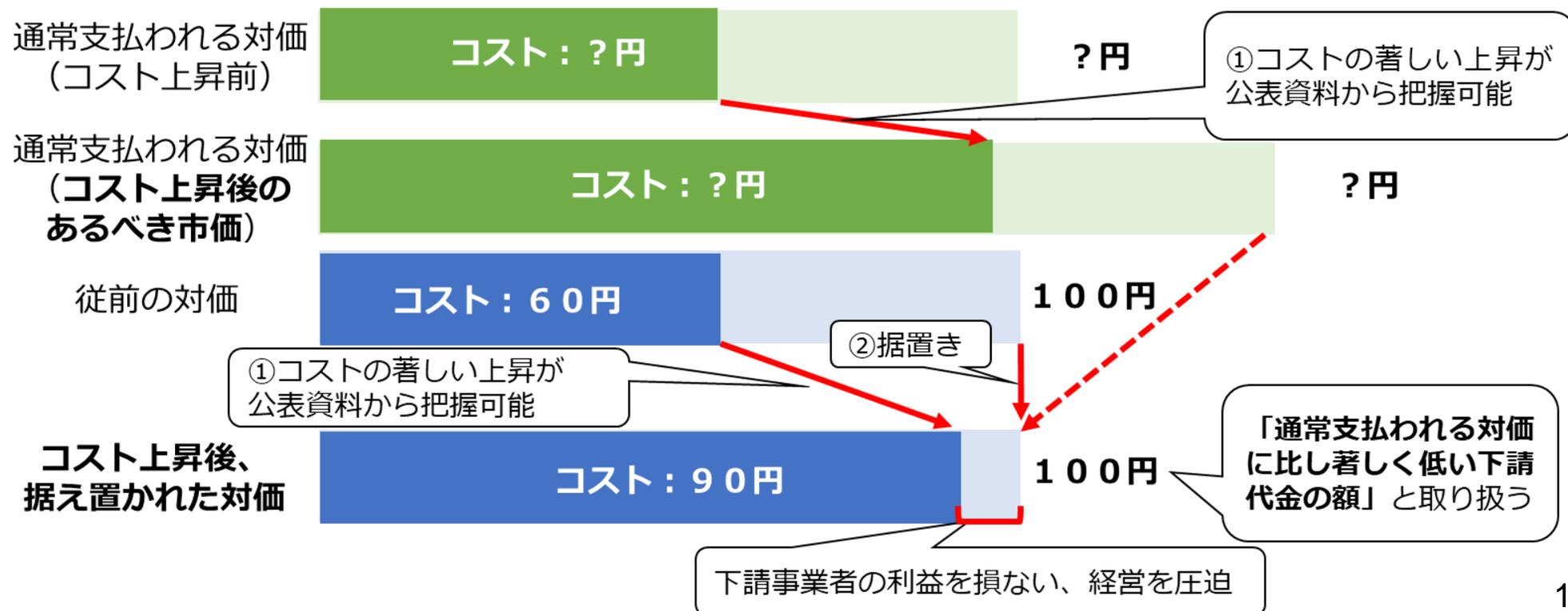
関係団体等への配慮要請

- 指導基準の変更に伴い、手形等を下請代金の支払手段として用いる事業者が、そのサイトを円滑に短縮するためには、**自らが受け取る手形等のサイトが短縮されることや、手形等のサイトの短縮に取り組む事業者の資金繰りへの影響に配慮することが重要。**
- ↓
- 公正取引委員会は、中小企業庁との連名で、**サプライチェーン全体での支払手段の適正化及び支払手段の改善に取り組む事業者の資金繰りへの配慮について、関係事業者団体、関係省庁及び金融機関等に要請文を発出。**

「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」の改正について (令和6年5月27日) ①



- ① コストの著しい上昇分が公表資料から把握可能である場合において、② 据え置かれている対価は、下請事業者の利益を損ない、経営を圧迫することになる。
- 今般、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえ、上記①及び②に該当する下請代金の額を「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」と取り扱うことを明確化する。
- ただし、買ったときに該当するためには、別途「不当に定める」の要件も満たすことが必要。



改正後	改正前
<p>5 買ったたき</p> <p>(1) 法第4条第1項第5号で禁止されている買ったたきとは、「<u>下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること</u>」である。</p> <p>「通常支払われる対価」とは、当該給付と同種又は類似の給付について当該下請事業者の属する取引地域において一般に支払われる対価（以下「通常対価」という。）をいう。ただし、通常対価を把握することができないか又は困難である給付については、例えば、当該給付が従前の給付と同種又は類似のものである場合には、<u>次の額を「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」として取り扱う。</u></p> <p>ア 従前の給付に係る単価で計算された対価に比し著しく低い下請代金の額</p> <p>イ <u>当該給付に係る主なコスト（労務費、原材料価格、エネルギーコスト等）の著しい上昇を、例えば、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの経済の実態が反映されていると考えられる公表資料から把握することができる場合において、据え置かれた下請代金の額</u></p> <p>買ったたきに該当するか否かは、下請代金の額の決定に当たり下請事業者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、差別的であるかどうか等の決定内容、通常対価と当該給付に支払われる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原材料等の価格動向等を勘案して総合的に判断する。</p>	<p>5 買ったたき</p> <p>(1) 法第4条第1項第5号で禁止されている買ったたきとは、「<u>下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること</u>」である。</p> <p>「通常支払われる対価」とは、当該給付と同種又は類似の給付について当該下請事業者の属する取引地域において一般に支払われる対価（以下「通常対価」という。）をいう。ただし、通常対価を把握することができないか又は困難である給付については、例えば、当該給付が従前の給付と同種又は類似のものである場合には、<u>従前の給付に係る単価で計算された対価を通常対価として取り扱う。</u></p> <p>買ったたきに該当するか否かは、下請代金の額の決定に当たり下請事業者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、差別的であるかどうか等の決定内容、通常対価と当該給付に支払われる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原材料等の価格動向等を勘案して総合的に判断する。</p>

本指針
の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨**を明記。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること**、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で**社内外に示すこと**、③その後の**取組状況を定期的に経営トップに報告し**、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること**。特に**長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに**留意が必要**である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買ったたきとして問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の受結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重すること**。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること**。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと**。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと**。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、**必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること**。

受注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、価格交渉の申込み様式（例）を活用することも考えられる。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

今後の対応

- 内閣官房は、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て、今後、労務費の上昇を理由とした価格転嫁が進んでいない業種や労務費の上昇を理由とした価格転嫁の申出を諦めている傾向にある業種を中心に、**本指針の周知活動**を実施する。
- 公正取引委員会は、発注者が本指針に記載の12の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**していく。

また、受注者が匿名で労務費という理由で価格転嫁の協議のテーブルにつかない事業者等に関する**情報を提供できるフォームを設置**し、第三者に情報提供者が特定されない形で、**各種調査において活用**していく。